

攻めの農業実践緊急対策事業 実施要領の制定について

〔 25生産第2970号
平成26年2月6日
農林水産省生産局長通知 〕

改正 平成26年7月15日 26生産第1097号

この度、攻めの農業実践緊急対策事業について、別紙のとおり攻めの農業実践緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、特段の御配慮をお願いします。

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成26年 2月 6日付け25生産第2970号

一部改正 平成26年 7月15日付け26生産第1097号

第1 趣旨

攻めの農業実践緊急対策事業の実施については、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年 2月 6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業内容

1 取組内容

- (1) 都道府県協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年 4月 1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域協議会（直接支払推進要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年 4月 1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）又は再編事業者（2に定める再編事業者をいう。以下同じ。）は、攻めの農業の実現に向け、事業計画（第4の1の(1)から(3)に規定するものをいう。以下同じ。）を策定し、効率的な機械利用体系を構築する取組、合理的な集出荷・加工処理体制を構築する取組及び高収益品目等を導入する取組の全部又は一部について自ら行うものとする。
- (2) 都道府県協議会又は地域協議会は、地域において取組を推進するため3の助成対象者に取組参加者助成金を交付するものとする。

2 再編事業者

要綱第4の生産局長が別に定める再編事業者は、複数の集出荷・加工処理施設（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年 4月 1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強農実施要綱」という。）の別表1の のメニューの欄の1の(1)のウの(イ)乾燥調製施設、(ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設、(エ)農産物処理加工施設及び(オ)集出荷貯蔵施設並びにエの(ア)畜産物処理加工施設及び(エ)自給飼料関連施設並びに同欄の3乳業再編等整備に関連する施設をいう。以下同じ。）の再編合理化を行う次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者（以下「大手民間事業者」という。）を除く。以下同じ。）

- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (5) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (6) 再編協議会（集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会であって、次のアからエまでの要件をすべて満たすものをいう。）
 - ア 集出荷・加工処理を行う事業者であって、次に掲げる者のいずれかに該当するものが構成員となっていること。
 - (ア) 複数の事業者が合併し、設立した法人（契約の締結等により合併が確実にあると認められる合併前の事業者を含む。以下「合併後法人」という。）
 - (イ) 複数の事業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体
 - (ウ) 複数の事業者と集出荷・加工処理施設の再編と併せた農畜産物の集出荷・加工処理の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、集出荷・加工処理施設の機能向上・廃棄等を行う事業者
 - イ 再編協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編協議会の運営等に係る規約が定められていること。
 - ウ イの規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 大手民間事業者が構成員となっていないこと。
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの。以下同じ。）

3 助成対象者

都道府県協議会及び地域協議会が行う効率的機械利用体系構築事業及び高収益品目等導入支援事業の助成対象者は次のとおりとする。

(1) 効率的機械利用体系構築事業

次に掲げる者であって、第4の2の(1)のアの生産効率化プランに基づく取組を行う者（以下「合理化農業者」という。）とする。

- ア 農業者
- イ 農事組合法人
- ウ 農事組合法人以外の農業生産法人
- エ 特定農業団体
- オ その他農業者の組織する団体

- カ 農業協同組合
- キ 農業サービス事業体
- ク 公社

(2) 高収益品目等導入支援事業

次に掲げる者であって、第4の2の(2)のアの高収益プランに基づく取組を行う者(以下「高収益化農業者」という。)とする。

- ア 農業者
- イ 農事組合法人
- ウ 農事組合法人以外の農業生産法人
- エ 特定農業団体
- オ その他農業者の組織する団体
- カ 農業協同組合
- キ 農業サービス事業体
- ク 公社

4 助成対象経費・助成率

助成対象経費・助成率は別表1のとおりとする。

5 事務費

(1) 第4の1に基づき承認を受けた事業計画に係る都道府県協議会及び地域協議会が事務に要する経費は、助成の対象とする。

(2) 対象となる事務費の範囲については、別表2のとおりとし、助成率は定額とする。

(3) 都道府県協議会の事務費の活用可能額は、6の都道府県実施方針における基金造成計画額の1パーセントに相当する額以内とする。

また、地域協議会の活用可能額は、都道府県協議会が業務方法書において定めるものとする。

6 都道府県実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

都道府県協議会の長(以下「都道府県協議会長」という。)は、別記様式第1号により都道府県実施方針兼基金造成計画書(以下「都道府県実施方針」という。)を作成し、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、承認を受けるものとする。なお、都道府県実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 実施計画額の増減

7 その他

農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)は、特に必要があると認める際は、承認後の事業計画に対し、その内容の修正について、指示できるものとする。

第3 業務方法書の作成及び承認の手続

- 1 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙2を参考として作成し、別記様式第2号により地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
 - (1) 造成した基金の管理に関する事項
 - (2) 地域協議会及び再編事業者から都道府県協議会への協議会等助成金の申請に関する事項
 - (3) 都道府県協議会から地域協議会及び再編事業者への協議会等助成金の支払に関する事項
 - (4) 地域協議会及び再編事業者から都道府県協議会への実施状況等の報告に関する事項
 - (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

第4 事業の実施

1 事業計画の作成及び承認の手続

(1) 都道府県事業計画

ア 都道府県協議会長は、別紙1に従い、(2)の地域事業計画及び(3)の集出荷・加工処理合理化プラン等を取りまとめ、別記様式第3号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。なお、都道府県事業計画に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、作成の手続に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費(事務費を含む。)の合計の3割を超える増減

(エ) 都道府県事業計画の取組の明細の変更・追加・削除(取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。)

(オ) 地域事業計画の重要な変更((2)のアの(ア)~(エ)に係るもの)

(カ) 集出荷・加工処理合理化プランの重要な変更((3)のアの(ア)~(エ)に係るもの)

イ 地方農政局長等は、都道府県事業計画の提出があった場合は、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。

(ア) 事業計画の内容が、本事業の目的に沿っていること。

(イ) 事業計画の内容が、別紙1の基準を満たしていること。

ウ 都道府県協議会長は、自らが要綱第2の1又は2の取組を行う場合にあっては、都道府県事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の助成の対象となり得る者に取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、都道府県協議会が自ら行う取組の内容の周知に当たっては、都道府県協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性の確保に努めなければならない。

(2) 地域事業計画

ア 地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）は、攻めの農業実践緊急対策事業を実施する場合、別紙1に従い、参考様式第1号を参考として都道府県協議会が定めた様式により地域別に具体的な取組内容をまとめた地域事業計画を作成し、都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。

また、地域協議会の区域全体よりも狭い範囲での取組が効果的である場合、地域条件等から区域全体での取組が困難な場合等には、設定した範囲ごとに取組内容を作成し、地域事業計画に記載するものとする。

地域事業計画に次に掲げる重要な変更を加える場合についても、作成の手續に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費（事務費を含む）の3割を超える増減

(エ) 取組の明細の変更・追加・削除（取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。）

イ 都道府県協議会長は、地域事業計画の提出があった場合は、(1)のイに掲げる項目について審査を行うものとする。

ウ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている地域事業計画の承認を行うものとする。

エ 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するとともに、一定の申請期間を設けるものとする。

なお、地域事業計画の取組の内容の周知に当たっては、地域協議会長は恣意的に特定の者や地域に限定することなく、情報伝達の公平性確保に努めなければならない。

(3) 集出荷・加工処理合理化プラン

ア 再編事業者は、要綱第2の3の集出荷・加工処理体制合理化推進事業を実施する場合、別紙1に従い、参考様式第2号を参考として具体的な取組内容をまとめた集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（以下「集出荷・加工処理合理化プラン」という。）を作成し、都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、集出荷・加工処理合理化プランに次に掲げる重要な変更を加える場合についても、作成の手續に準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費（事務費を含む）の3割を超える増減

(エ) 取組の明細の変更・追加・削除(取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。)

イ 都道府県協議会長は、再編事業者より集出荷・加工処理合理化プランの提出があった場合は、(1)のイに掲げる項目について審査を行うものとする。

ウ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている集出荷・加工処理合理化プランの承認を行うものとする。

2 取組参加者助成金申請書等

(1) 効率的機械利用体系構築事業

ア 地域協議会長又は都道府県協議会長は、参考様式第3号を参考として効率的機械利用体系構築事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書(以下「生産効率化プラン」という。)の様式を作成するものとする。

イ 合理化農業者は、地域協議会長又は都道府県協議会長がアにより作成した様式により、別紙1に従って生産効率化プランを作成し、原則として、合理化農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村の区域が属する地域協議会長又は都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 生産効率化プランに業務方法書に定める重要な変更を加えようとするときは、作成に準じて手続を行うものとする。

(2) 高収益品目等導入支援事業

ア 地域協議会長又は都道府県協議会長は、参考様式第4号を参考として高収益品目等導入支援事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書(以下「高収益プラン」という。)の様式を作成するものとする。

イ 高収益化農業者は、地域協議会長又は都道府県協議会長がアにより作成した様式により、別紙1に従って高収益プランを作成し、原則として、高収益化農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村の区域が属する地域協議会長又は都道府県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 高収益プランに業務方法書に定める重要な変更を加えようとするときは、作成に準じて手続を行うものとする。

3 協議会等助成金の交付の手続等

(1) 地域協議会又は再編事業者は、都道府県協議会長から承認を受けた事業計画の取組を実施した場合は、第3の1の業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会長に対し協議会等助成金の請求を行うものとする。

(2) 都道府県協議会長は、事業計画に基づく取組が実施された場合には、協議会等助成金を交付できるものとする。なお、地域協議会が自ら行う取組に係る事業費(事務費を含む。)に限っては、都道府県協議会が事業の執行上やむを得ないと認める場合は概算払いにより交付できるものとする。

(3) 都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者又はそのいずれかの地位を継承した者は、助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業終了又は中止、廃止の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 助成金の返納

- (1) 攻めの農業実践緊急対策事業による協議会等助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、助成金を受けた後に攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日25生産第2969号農林水産事務次官依命通知）要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金を交付した都道府県協議会又は地域協議会に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった地域協議会は、当該返納の額に相当する額を速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。

5 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、要綱第2の事業に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

第5 実施状況報告等

要綱第7に定める事業実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業の実施状況について、地域協議会長及び再編事業者からの報告を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の7月16日までに別記様式第4号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の評価

都道府県協議会長は、事業実施年度から都道府県事業計画に定める目標年度までの間、毎年度、当該年度の地域における事業効果の発現状況等評価について、当該年度の翌年度の7月16日までに別記様式第4号により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に報告を行うものとする。

3 事業の実施状況に対する指導・助言

地方農政局長等は、2により報告を受けた事業効果の発現状況等について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会長に対し、攻めの農業実践緊急対策事業の取組の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

4 基金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、毎年度、四半期ごとに、要綱第5の1により造成した基金の収支について、別記様式第5号により基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに地方農政局長等に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

地方農政局長等は、1にかかわらず、必要に応じて都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者に対し、事業実施状況等についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた事業実施状況等について検討し、必要があると判

断した場合には、関係する資料の提出要求や現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会長、地域協議会長及び再編事業者は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

第6 他の施策との関連

要綱第10のその他の関連する施策との連携は、次に掲げる施策との連携とする。

人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月15日から施行する。

別表1 攻めの農業実践緊急対策事業の助成対象となる経費の範囲・助成率

事業区分	内 容	助成率
効率的機械利用 体系構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手（ 1 ）への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化に必要な機械・機器のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 担い手（ 1 ）への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修に要する経費（ 2 ） ○ 事業を推進するための検討会の開催等に要する経費（委員等謝金・印刷費等） ○ 助成対象者への助成金交付に要する経費（振込手数料等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄 一台当たり2万円以内 ・ 補改修 1/2以内 <p>定額</p> <p>定額</p>
高収益品目等導入 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 高収益品目等導入の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、フィルム、永年性作物等の苗木等）の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備（弾丸暗きよ、明きよの施工等）に要する経費 ○ 事業を推進するための検討会の開催、技術習得等に要する経費（委員等謝金、印刷費等） ○ 助成対象者への助成金交付に要する経費（振込手数料等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
集出荷・加工処理 体制合理化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入に要する経費（ 2 ） ○ 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄に要する経費（ 2 ） ○ 事業を推進するための検討会の開催等に要する経費（委員等謝金、印刷費等） 	<p>本体価格（税抜き）の1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース 1/2以内 ・ 廃棄 1/3以内 <p>定額</p>

1 生産効率化後に基幹的農作業に従事する者をいう。

2 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。

別表2 攻めの農業実践緊急対策事業の対象となる事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）()
共済費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家に対する謝金
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4の5の事務の委託等 <p>ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知()が適用される。</p>
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入印紙代 等

「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によること。

別紙 1

都道府県事業計画作成等に係るガイドライン

1 事業計画作成に当たっての都道府県協議会、地域協議会及び再編事業者の役割

(1) 攻めの農業を実践し、産地を転換していくためには、機械利用体系の効率化、集出荷・加工処理の効率向上及び高収益品目等の導入といった所得向上につながる取組を戦略的に実施することが必要である。

(2) このような観点から、都道府県協議会は、都道府県実施方針に基づき産地転換の方向性を定める必要がある。この際、計画的な事業実施を図る観点から造成した基金の活用時期と規模について、地方農政局長等と調整した上で実施方針に示すこととする。

また、地域協議会に資金枠を配分して地域ごとを取組内容を設定する場合には、定めた産地転換の方向性を地域協議会へ示し、これに沿った事業計画となるよう指導・助言を行うものとする。

また、生産効率化プランの提出を受け、承認を行う際は、同プランに記載された取組を実施した結果生じる余剰労働力の有効活用に関し地域事業計画の作成に当たって留意するよう地域協議会に働きかけるものとする。

(3) 地域協議会は、地域事業計画の作成に当たって、都道府県協議会が示した方向性を踏まえ、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意する必要がある。

(4) 再編事業者は、再編事業計画の作成に当たっては、集出荷・加工処理コストの低減を通じ、安定的な集出荷・加工処理事業の実施を図ることはもちろん、地域の農業者の所得向上につながるものとなるよう留意する必要がある。

2 高収益品目等導入支援事業に係る制限

高収益品目等導入支援事業の対象となる事業のみを行う者に対する助成額は、都道府県実施方針における基金造成計画額の5分の1以内としなければならない。

3 助成対象となる取組の範囲

要綱第2の取組について助成の対象とすることができるものとする。

4 助成対象としない取組

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

(2) 施設の新設や基盤整備(例：共同乾燥調製施設等農業用施設の新設に対する助成、ほ場整備に対する助成)

(3) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(4) 中古機械のリースに対する助成

(5) 対象機械等以外の資産形成(直接的なものに限る。)(例：農地等不動産の取得に対する助成)

(6) 他国の補助金(直接・間接問わず)で受け取った(又は受ける予定の)補助対象費用

5 取組内容の設定に当たっての留意点

都道府県協議会及び地域協議会は、具体的な取組内容の設定に当たって、以下の点に即したものとなるようにすること。

(1) 取組名称

その取組の内容がわかりやすいように取組の名称を工夫すること。

(2) 対象作物

取組の対象とする作物名を全て記載すること。

(3) 対象者

実施要領第2の3で定める助成対象者の中から、取組の効果が期待できるものを客観的、かつ公正に選定すること(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の者のみを対象としないこと)。

(4) 助成上限額

機械等のリースに対する助成に当たっては、対象とする機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考にして助成額の上限を定めるなど公平性の確保に努めること。

また、簡易なほ場条件の改善に向けた取組に対して助成する場合は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

(5) 助成率

実施要領第2の4で定める助成率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して設定すること。

(6) 取組内容

ア 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。

イ 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとすること。

ウ 緊急対策であることを意識し、地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。

エ 取組による効果が事業実施後も持続するようなもの、かつ、対外的にその効果が確認できるようなものに重点化を図ること。

オ 簡易なほ場条件の改善に向けた取組に係る作業労賃に対する助成を行う際には、作業実施面積に応じた支払方法とするなど、実績を客観的に確認できるようなものとすること。

カ 資材に対する助成に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこと(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としない等)。

キ 協議会が自ら行う取組については、社会通念上、適切なものとすること。

(7) 取組要件

地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的な支援が行われるよう、必要な要件を定める。

(8) 取組要件の確認方法

書類検査の方法、現場検査(機械等のリースに対する助成の場合)の方法及び確

認書類を明記すること。なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

(9) 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

ア 計画していた額以上の申請があった場合には、採択件数を限定する、申請数に応じて助成率を減少させるなど、計画額を超えないようあらかじめ優先順位等の設定を行うこと。その際、担当者の恣意的な判断が入らないようなものとするよう特に配慮すること。

イ 都道府県協議会及び地域協議会は、機械等のリースに対する助成について、持続的な生産活動が期待できる共同利用組織を優先的に助成するように配慮すること。

ウ 導入する機械等の選定に当たって、過剰投資とならないよう指導に努めること。

(10) その他の留意事項

ア 機械等のリースに対する助成については、助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合、リースに対する助成金は、助成対象者が選定した機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ 機械等のリースに対する助成については、取組の実施に係る書類が多くなるため、事務手続の段階ごとに必要となる書類を明記すること。

ウ 機械等の再利用等に対する助成については、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（以下「基幹的農業者」という。）がプランに参加する農業者等から譲渡された機械等を対象とすることとし、基幹的農業者が申請すること。

6 生産効率化プランの作成に当たっての留意事項

合理化農業者は、生産効率化プランの作成に当たって、以下の点に即したものとなるようにすること。

(1) 基幹的農業者への機械作業の集約等により、生産効率化を図る計画とすること。

(2) 原則として5戸以上の農業者により作成されること。

(3) 基幹的農業者を明確化すること。

(4) 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。

(5) プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。

7 集出荷・加工処理合理化プランの作成に当たっての留意事項

(1) 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。

(2) 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。

8 高収益プランの作成に当たっての留意事項

(1) 原則として、生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。

- (2) 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となるよう留意すること。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項に規定する沖縄
- キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ケ 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

- (3) 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。

9 取組の実施に当たっての留意点

(1) 機械等のリースに対する助成

- ア 助成対象となる機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。）にかかわらず対象にできるものとする。ただし、過剰な投資とならないよう、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく地域における導入指針等に即した助成要件を設定するよう留意すること。
- イ リース期間は、4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内とする。
- ウ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{助成率（1/2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額につい

ては、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{助成率（1 / 2 以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{助成率（1 / 2 以内）}$$

エ リース導入する機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

オ 機械等のリースによる導入に対する助成を行う都道府県協議会又は地域協議会は、本事業が適切に行われるよう、取組計画書兼助成金申請書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮すること。

(2) 審査の実施

取組を事業計画に定める都道府県協議会又は地域協議会は、それぞれ地域協議会又は取組参加者に係る審査に当たっては、各協議会の構成団体である都道府県又は市町村に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。